

窃盗罪の元アナ
二審も有罪判決
広島高裁

2012年9月に広島市
南区の銀行で、記帳台に客
が置き忘れた現金6万6600円入り
0円入り封筒を盗んだと
して窃盗罪に問われた同市
南区旭2丁目、元中国放送
アナウンサー煙石博被告
(68)の控訴審判決が11日、
広島高裁であった。高麗邦
彦裁判長は懲役1年、執行
猶予3年(求刑懲役1年6
月)とした一審広島地裁判
決を支持し、煙石被告の控
訴を棄却した。

防犯カメラの映像などを
基に「被告が封筒を盗んだ
事実が強く推認される」と
認定した一審判決について、
高麗裁判長は「判断に
誤りはない」と指摘。封筒
に被告の指紋が付いていな
かった点については「触れ
たとしても必ずしも対照可
能な指紋が付着するとは限
らない」などと述べ、煙石
被告の無罪主張を退けた。

誤りはない」と指摘。封筒
に被告の指紋が付いていな
かった点については「触れ
たとしても必ずしも対照可
能な指紋が付着するとは限
らない」などと述べ、煙石
被告の無罪主張を退けた。

判決によると、煙石被告
は12年9月24日午前9時20
分ころ、自宅近くの銀行で、
市内の銀行支店で別の
客が記帳台に置き忘れた
封筒から6万6600円入り
を盗んだとした。高麗裁
判長は「記帳台の上面に
触れたのは被告しかおら
ず、被告が窃取したと推
される」とした。

また封筒を取つてから現
金を抜き取る機会は十分
にあつたと指摘。1審で
弁護側は、専門家が解
した防犯カメラの映像か
ら、「封筒の現金を抜き
取つた映像は残つていな
い」などとして無罪を主
張していた。

煙石被告は判決後、「む
ちやくちやな判決だ」と声
を荒らげた。支援者らは広
島弁護士会館で会見。弁護
団は「司法に携わる者とし
て残念な判決。最高裁で争
いたい」と述べ、上告の方
針を示した。

2014年(平成26年)12月12日 金曜日

◆窃盗罪に問われた元中国放送アナウンサーの控訴棄却
銀行内で女性が置き忘れた封筒から現金を盗んだとして窃盗罪に問われた元中国放送アナウンサーの煙石(えんせき)博被告(68)の控訴審判決が11日、広島高裁であった。懲役1年執行猶予3年とした一審・広島地裁判決について、高麗邦彦裁判長は「事実の誤認はない」として、控訴を棄却した。煙石被告は即日上告した。

フラッシュ

2014年(平成26年)12月12日(金曜日) 言

置き忘れの金窃盗
煙石元アナ控訴棄却
高裁

置き忘れの金窃盗
煙石元アナ控訴棄却
高裁

1年、執行猶予3年とした
地裁判決を支持、控訴を棄
却した。

判決では、煙石被告は
2012年9月24日、広
島市内の銀行支店で別の
客が記帳台に置き忘れた
封筒から6万6600円入り
を盗んだとした。高麗裁
判長は「記帳台の上面に
触れたのは被告しかおら
ず、被告が窃取したと推
される」とした。

また封筒を取つてから現
金を抜き取る機会は十分
にあつたと指摘。1審で
弁護側は、専門家が解
した防犯カメラの映像か
ら、「封筒の現金を抜き
取つた映像は残つていな
い」などとして無罪を主
張していた。

煙石被告は判決後、「む
ちやくちやな判決だ」と声
を荒らげた。支援者らは広
島弁護士会館で会見。弁護
団は「司法に携わる者とし
て残念な判決。最高裁で争
いたい」と述べ、上告の方
針を示した。

煙石被告は判決後、「む
ちやくちやな判決だ」と声
を荒らげた。支援者らは広
島弁護士会館で会見。弁護
団は「司法に携わる者とし
て残念な判決。最高裁で争
いたい」と述べ、上告の方
針を示した。